

ノロウイルスによる食中毒（感染性胃腸炎）は、例年冬場に流行する傾向にあります。子どもや高齢者は重症化することもあるので、嘔吐や下痢症状がある方は早めに医療機関を受診しましょう。

なお、ほとんどの場合、手指や食品についたウイルスが口に入ることにより感染しますので、次のような予防のポイントを押さえて日々の生活を送りましょう。

手洗いの励行 外から帰ったとき、調理の前、食事の前、トイレの後には必ず石けんで手を洗いましょう。

インフルエンザ、RSウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症予防にも有効です。

もし発症したら…

嘔吐物等の処理 嘔吐したものの、便で汚れたものには、直接素手では触らず、必ず換気をしながら、マスク、

ノロウイルスによる食中毒に注意 口からの感染がほとんど まめに手洗いを

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2140

手袋を着用し、処理しましょう。汚染したところは次亜塩素酸ナトリウム（家庭用塩素系漂白剤など）で消毒しましょう。

入浴 下痢のある時には、シャワーだけにするか、入浴する順番を最後にし、お尻は石けんをつけて、ていねいに洗いましょう。

その他 吐いたり、下痢症状のあったりするときには、タオルなどは他の人と共用しないようにしましょう。

手洗いの方法

公益社団法人日本食品衛生協会 ホームページはこちらから。



受診できるのは令和7年2月28日(金)まで 生活習慣病の予防 メタボをチェック 特定健診の受診はお済みですか？

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2153

集団健診 日程表

《会場》アゼリアおおたけ（アゼリアホール）

《受付時間》8時30分～10時30分

と き	申し込み締め切り
令和7年2月13日(木)	令和7年1月22日(水)

※受付時間は30分ごとに区切って案内します。



広島ドラゴンフライズ ヘッドコーチ 朝山正悟さん

特定健診とは

40～74歳を対象とした、糖尿病・心臓病や脳卒中などの生活習慣病の発症や重症化予防のため、メタボリックシンドロームに着目してする健診のことを言います。

健診は受けた後が大切！

特定健診の結果により生活習慣病のリスクがあると判断された場合は、生活習慣改善プログラム（特定保健指導）を受けることができます。該当の方には、健診後に案内します。

特定健診を受けましょう

年に1回は必ず受診し、生活習慣を見直しましょう。今年度まだ受診されていない方は、ぜひ申し込んでください。

対象

40～74歳の
大竹市国民健康保険加入者

申し込み

個別医療機関、または集団健診で受診できます。集団健診の申し込みは電話とウェブで受け付けています。

12月1日は 世界エイズデー —エイズに関する正しい知識を—

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2140

毎年12月1日は世界エイズデーです。この機会に、エイズに関する正しい知識を持ちましょう。

HIVは、ヒト免疫不全ウイルスというウイルスです。エイズ（AIDS）は、後天性免疫不全症候群という病気です。免疫機能が低下し、厚生労働省が定めた23の合併症（日和見感染症）のいずれかを発症した場合、エイズと診断されます。

広島県の令和5年新規HIV感染者は9件、エイズ患者は5件。エイズを発症して、初めて感染していた

・ウェブ申し込み

健診の申し込みはこちらから。



QRコードから予約サイトにアクセスできます。

予約専用
コールセンター
フリーダイヤル
0120-489-087

※9時～17時
(土・日曜日、祝日を除く)

詳しくは5月下旬に緑色の封筒で案内した「健診・がん検診のしおり」をご覧ください。

がん検診を一緒に受けよう

集団健診では特定健診と同時にがん検診も受診できます。がんは早期発見することで、治癒率も高まります。「健診・がん検診のしおり」と一緒に今年度受診できるがん検診の受診券を同封しています。ぜひ受診してください。

ことに気づく「いきなりエイズ」という場合もあります。

そのため、感染の疑いがある場合は、ためらわずに検査を受けましょう。ただし、感染したと思われる日から3カ月以上経過しないと、正確な判定ができない場合があります。



HIV(エイズ)抗原・抗体検査

肝炎ウイルス検査

梅毒検査

匿名

無料

予約制

検査は匿名で受けられ、プライバシーは厳守されます。感染に心あたりがある方は、ためらわずにすぐ検査を受けましょう。※検査は無料で、予約が必要です。

と き

12月18日(水) 9時～12時/13時～15時

と ころ

県西部保健所(廿日市市校尾2-2-68)

申し込み

県西部保健所へ

19 OTAKE 2024 (令和6).12

OTAKE 2024 (令和6).12 18

12月2日から 紙の健康保険証が 交付されなくなります―

- 後期高齢者医療被保険者証
- 国民健康保険被保険者証
- 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証

問い合わせ
保健医療課 ☎59-2141

12月2日から、マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに変わるため、従来の紙の健康保険証が交付されなくなります。

医療機関を受診する際にはマイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証利用登録したもの）を利用してください。

※従来の紙の健康保険証も有効期限までは使用できます。

「資格確認書」と
「資格情報のお知らせ」
12月2日以降、次に該当する方には、紙の健康保険証の代わりに「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が交付されます。

○新たに後期高齢者医療制度または国民健康保険に加入した方

特定疾病療養受療証
特定疾病療養受療証はマイナ保険証を利用する場合でも、併せて提示が必要です。

後期高齢者医療制度の方は資格確認書に併記することができます。

公費の医療受給者証
マイナ保険証を利用する場合でも、こども医療費助成をはじめとする公費の医療受給者証は、引き続き提示が必要です。

マイナ保険証Q&A

- Q『マイナ保険証』ってなに**
Aマイナンバーカードを健康保険証として使用できるように利用登録したものです。
- Qマイナ保険証はどんなメリットがあるの**
Aマイナ保険証は次のようなメリットがあります。
- 情報共有に同意すれば異なる医療機関や薬局間での情報共有ができるため適切な医療が受けられます。
 - 手続きなしで限度額を超える一時的な支払いが不要になります。
- Q紙の健康保険証は使えなくなるの**
A現在お持ちの紙の健康保険証は有効期限まで使用できます。
- また、有効期限が令和7年7月31日の方には、令和7年7月下旬に「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が送付される予定です。

○国民健康保険被保険者で70歳に到達した方

- 住所変更などで健康保険証の記載事項が変更となった方
- 健康保険証を紛失した方 など

限度額適用・標準負担額減額認定証
マイナ保険証を利用する方は、医療機関を受診する際に高額療養費制度の利用に同意すれば、限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、認定証）は不要になります。

※非課税世帯で長期入院（90日以上入院）に該当する方は申請が必要な場合があります。

なお、12月2日以降の認定証については次のようになります。

【後期高齢者医療制度の方】
12月2日以降、新たな認定証は交付されなくなります。マイナ保険証を利用しない方には、申請すると認定証の代わりに負担区分を併記した資格確認書が交付されます。

※現在の認定証は、有効期限まで使用できます。

【国民健康保険被保険者の方】
12月2日以降も申請すると、認定証を交付します。認定証には有効期限があるため、マイナ保険証を利用しない方は毎年、申請が必要です。

※保険料の滞納がある方は認定できません。

Q医療機関への受診はどうしたらいいの
A医療機関の窓口では「マイナ保険証」「資格確認書」、または有効期限内の「健康保険証」のいずれかを提示してください。

Qマイナンバーカードをマイナ保険証として利用するにはどうしたらいいの
Aマイナンバーカードをマイナ保険証として利用するには利用登録が必要です。マイナンバーカードと4桁の暗証番号を準備し、いずれかの方法で利用登録を行ってください。

【利用登録方法】
○医療機関、薬局の受付にある顔認証付カードリーダーで行う（暗証番号不要）

- ご自身のスマートフォンで「マイナポータル」のアプリから行う
- セブン銀行ATMから行う
- 市役所本庁⑧番窓口で行う

※各支所ではできません

Qマイナ保険証として利用登録したけど、紙の健康保険証（資格確認書）も欲しい
Aマイナ保険証として利用登録をしている方には、原則、健康保険証の代わりとなる、「資格確認書」は発行されません。

ただし、マイナ保険証での受診が困難な方など事情によっては「資

高額療養費 「外来年間合算」の申請

問い合わせ
保健医療課 ☎59-2141

高額療養費の外来年間合算とは
年間を通して、高額な外来診療を受けている方の負担が増えないように、自己負担限度額の上限制度が設けられています。

対象
「基準日」に高額療養費の自己負担限度額区分が「一般」または「低所得」に属する70歳以上の方（注）で、「計算期間」における外来診療の自己負担額の合計額が「年間上限額」を超える方

基準日 令和6年7月31日
計算期間 令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間
年間上限額 14万4千円

申請手続きの有無
○基準日に市国民健康保険に加入している方

対象者には12月中旬以降、市から申請案内を送る予定です。

※月間の高額療養費の申請が不要になっている方は、申請が必要ない場合があります。

○基準日に広島県後期高齢者医療制度に加入している方
高額療養費の口座登録済みの方は手続き不要です。口座登録をしていない方には12月に県後期高齢者医療広域連合から申請案内が送られます。

申請案内が届いたら
同封の申請書に必要な事項を記入し、保健医療課または各支所へ申請してください。令和5年8月1日以降に市外から転入した方など、令和6年7月31日時点で加入していた保険者以外の医療保険が対象期間中にある場合、案内がなくても支給の対象となる場合があります。対象期間の領収書などで、申請対象となるかを確認し、保健医療課、または令和6年7月31日時点の医療保険者に問い合わせてください。

（注）自己負担限度額区分
○「一般」70歳以上の方の住民税課税所得が、145万円未満の世帯に所属する方（「低所得」区分除く）
○「低所得」世帯員全員が住民税非課税の方

紙の健康保険証交付終了により 福祉医療制度の申請に 必要なものが変わります―

問い合わせ
保健医療課 ☎592141

12月2日から、紙の健康保険証の交付が終了ことに伴い、市の福祉医療①重度心身障害者医療、②ひとり親家庭等医療、③こども医療、④精神障害者医療の各申請に必要なものが変わります。

「加入している健康保険の資格情報が分かるもの」へ
認定申請や償還払い申請の際に必要なものが「健康保険証」から次のような「加入している健康保険の資格情報が分かるもの」に変わります。

- 有効期限内の健康保険証
- 資格確認書
- 資格情報のお知らせ
- 健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）

※マイナンバーカードの場合は市役所⑧番窓口のみ対応可能です。顔認証機能はありませんので、4桁の暗証番号が必要です。

その他、健康保険の資格情報が分かるものがある方は相談してください。



【厚生労働省
ウェブサイト】

「マイナンバー総合フリーダイヤル」
☎0120・955・0178
（音声案内⑤番を選択してください）
電話受付時間
平日
9時30分～20時
土・日曜日、祝日
9時30分～17時30分